



事業者の皆様へ

宝塚市は地区防災計画の策定を推進しています

1 地区防災計画制度とは

地区防災計画制度とは、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者の皆様（以下、「地区居住者等」という。）により自発的に行われる防災活動に関する計画を、地区居住者等が主体となって作り上げていく制度です。

2 制度制定の経緯

平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災において、発災直後の救助活動の中心は住民や事業所の皆様であり、その後の避難所運営にも大きな役割を担いました。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、自治体そのものが甚大な被害を受け、被災者の救済・支援活動を含め、初期段階の行政の災害対策機能は完全に麻痺した状況でした。

そうした過去の経緯から、自助、共助、公助がうまく噛み合わないと、大規模広域災害発生時の災害対策がうまく働かないことが強く認識され、共助による防災活動の推進の観点から、災害対策基本法の改正により、地区居住者等が行う自発的な防災活動に関する制度として、「地区防災計画制度」が創設されました。

3 地区防災計画における「地区」の範囲について

地区防災計画の「地区」の範囲は、法律上の定めはなく、自治会やマンションの管理組合等、一定のコミュニティ活動が認められる範囲で検討することとされており、本市においては、避難所となる小学校を核とした小学校区単位での策定を推進するため、各小学校区のまちづくり協議会へ働きかけを行っています。



4 地区居住者等の相互協力

宝塚市の各地域において、自主防災組織の立ち上げ、各種防災訓練の実施、地域のハザードマップの作成等、自主的に様々な防災対策に取り組まれています。

今般の法改正により、さらに共助の枠組みを強固にするため、宝塚市としても、地域住民と事業者の皆様との相互の協力体制へと発展できればと考えております。

市内では、すでに地域の防災活動への取り組みに参加・協力を行っている事業者様もいらっしゃいますが、今後、地域の住民の皆様から計画策定への参加協力要請があった際には、地域の皆様とともに共助による防災活動の推進について、ご検討いただきますようお願いいたします。



※ 詳しくはWEBで、 をお願いします。